

一般社団法人YORIAILab 会費規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人YORIAILabの定款第7条に基づき、当法人の会費に関する必要な事項を定める。

(会費の金額)

第2条 会費は、YORIAILabの運営費用及びその他経費等の分担金とする。

2. 正会員、特別会員、準会員及び賛助会員(団体)の年会費は、次に定める通りとする。また、各会員種別に付随する特典は添付1に定める通りとする。

なお、企業所属、企業所属以外の区分については、申込時点で在籍している区分で申込することとする。

	企業所属	アカデミア所属	一般市民
正会員	10,000 円	3,000 円	
特別会員	20,000 円	5,000 円	
準会員	1,000 円		
賛助会員(団体)	プラチナ	ゴールド	シルバー
	500,000 円	300,000 円	100,000 円

3. 会費の年会費の有効期限は、入会承認日の後最初に訪れる当法人の事業年度の最終日までとする。

(年度途中入会者の会費)

第3条 年度途中で入会した者の会費については、次の取り扱いによる。

事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は年額の全額とし、下半期(10月から翌年3月まで）の場合は年額の半額とする。

(会費の免除)

第4条 理事会は、次のいずれかに該当する場合については、第2条の規定にかかわらず、会費の免除を議決することができる。なお、団体の申込は理事会の承認にあたり審査を行うものとする。

1. 当法人所定の様式による申請を行い、理事会の承認を得た非営利団体
2. 治験アンバサダーの方（コアトレーニングを完了した方が希望される場合のみ特別会員となることができる）

(会費の納入)

第5条 入会申込をした主体は、当法人の定款第6条に定める理事会の承認後、当法人の指定する期日以内に当該年度の会費を納入する。

2. 納入に要する銀行振り込み手数料は、会員または新規入会する主体の負担とする。

3. 会費は、当法人設立初年度を除き、3月に請求する。

第6条 (資格喪失に伴う会費等の取り扱い)

会員が事業年度の途中において退会する場合でも、既納の会費は一切返還しない。

(本規程の改廃)

第7条 本規程の改訂および廃止は、社員総会において決定する。

この規定は2024年4月20日から施行する。

改定：2024年10月3日

2025年6月12日

添付1：会員種別ごとに付随する特典の一覧

正会員・特別会員・準会員

	正会員	特別会員	準会員
議決権	有	有	無
当法人の活動に関する協議や議決に参加	可	可	不可
プロジェクト運営への参画 ^{※1}	不可	可	不可
プロジェクト活動へのボランティア ^{※2}	法人所属のみ可	法人所属のみ可	不可
当法人が主催するセミナー、勉強会の参加	無料	無料	無料
ニュースレターの送付	有	有	有

賛助会員(団体)

	協賛種別		
	プラチナ	ゴールド	シルバー
当法人ホームページへのバナー広告の掲載	可	可	無
当法人が主催するセミナー、勉強会への招待	人数制限無	人数制限無	3名まで
プロジェクト運営への参画 ^{※1}	2名まで	1名	不可
プロジェクト活動へのボランティア ^{※2}	可	可	可
患者・市民参画（PPI）に関する相談、相談窓口の無償利用 ^{※3}	可	可	可
ニュースレターの送付	有	有	有

PPI：Patient and Public Involvementの略

※1 運営委員会への参画は理事会の承認を必要とする。

※2 ボランティアをする個人の勉強会などへの参加は無料とする。

※3 営利目的ではない一般的なPPIに関する相談のみ。